

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

出生

に関連するおもな手続き

市民センターに〇のあるものは、
各市民センターでも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口 担当課	市民 センター	該当	受付済
---------------------------------------	-----	-------	-------------	------------	----	-----

住所
戸籍

お子さんのマイナンバーカード	※出生届と同時に申請ができます	※担当課にご相談ください	市民課 (1F) 0968-43-1169	○		
お子さんの住民票コード	※出生届受付後お渡しします					

保 険

保 険	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (資格確認証は後日郵送)				
	→出産した方が国民健康保険の方					
	①出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の手続きをし、出産費用が 50 万円 (※2) に満 たなかった方	出産育児一時金の支給申 請	・ 出産育児一時金支給申請書 ・ 世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の 2 点> ・ 出産費用の領収、明細書の写し ・ 代理契約に関する合意文書の写し	国保年金課 (1 F) 0968-43-1527	○	
	②「直接支払制度」(※1) を利用せずに、出産 費用の全額を医療機関で支払った方					
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康 保険の担当者にお問い合わせください。	健康保険の加入先で 手続きしてください				

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

こども

母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	市民課 (1F) 0968-43-1169	○		
児童手当を申請する方	出生日から 15日以内	児童手当の申請 ※申請者が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	子ども課 (1F) 0968-43-1514	○		
子ども医療費助成を申請する方		子どもの健康保険の資格が分かるもの ※子どもの健康保険の資格がわかる ものの提出は後日でも構いません				
育児用品購入助成を申請する方		育児用品購入助成の申請				
未婚で出産された方	児童扶養手当の申請	・振込先口座（請求者名義） ※第1子の場合		○		
	ひとり親家庭等医療費助 成の申請	・請求者の通帳（請求者名義） ※第1子の場合 ・請求者と子どもの健康保険の資格 がわかるもの ※子どもの健康保険の資格がわかる ものの提出は後日でも構いません		○		
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※担当課へご相談ください				
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※担当課へご相談ください		×		
赤ちゃん訪問のご案内	※生後2か月頃までを目安に ご自宅へ訪問し、今後の乳幼 児健診・予防接種についてお 伝えします。	訪問の際には、保健師より事前にご 連絡します。	健康増進課 (健康福祉センター) 0968-43-0050			

その他

市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	※担当課へご相談ください	都市整備課 (2F) 0968-43-1591			
--------------	------------	--------------	-------------------------------	--	--	--

税・料金

上下水道を使用する方で世帯員の増減がある方	変更の届出	※右記へお問い合わせください	水道局お客様サ ービスセンター (山鹿市古閑 77) 0968-43-1161	○		
-----------------------	-------	----------------	--	---	--	--



山鹿市役所

本庁

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

鹿北市民センター

〒861-0692 熊本県山鹿市鹿北町四丁 1612 番地

菊鹿市民センター

〒861-0406 熊本県山鹿市菊鹿町下内田 713 番地

鹿本市民センター

〒861-0392 熊本県山鹿市鹿本町来民 686 番地 1

鹿央市民センター

〒861-0565 熊本県山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

受付時間

あさ **9時00分** ～ 夕方**4時00分**

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

オンライン申請はこちら



各市民センターでも各種手続きができますが、一部受付していないものもあります。
内側の表でご確認ください。

手続きチェックシート

出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

出生届を出すだけであれば本人確認書類は不要です。
ただし、住民票等各種証明書等を取得する場合は、
下記の書類が必要となります。
忘れずにお持ちください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 資格確認書
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

・ 年金手帳※

※年金手帳は廃止されましたが、引き続き本人確認書類として
ご利用いただけます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。